

新大村駅周辺土地区画整理事業施行地区内建築行為等の制限に関する事務取扱要領

平成28年10月17日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第76条第1項に基づく建築行為等の制限に関する許可（以下「建築行為等の許可」という。）について必要な事項を定めることにより、円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 建築行為等の許可を要する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為を新たに行う場合、又は既に建築行為等の許可を受けた行為を変更する場合に適用する。

- (1) 土地の形質の変更
- (2) 建築物の新築、改築又は増築
- (3) 工作物の新築、改築又は増築
- (4) 移動の容易でない物件の設置又はたい積

(許可の申請)

第3条 建築行為等の許可を受けようとする者は、建築行為等許可申請書（第1号様式）に次に掲げる図書を添えて、当該土地区画整理事業の施行者の市長に提出しなければならない。

ただし、市長が必要ないと認めるときは、添付図書の一部を省略させることができる。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 敷地求積図
- (4) 配置図又は計画図（縮尺500分の1以上のもの）
- (5) 各階平面図及び立面図（縮尺200分の1以上のもの。立面図にあつては2方向以上のもの）
- (6) 他人が所有する敷地である場合においては、土地使用（借地）承諾書
- (7) その他市長が必要と認める図書

(審査基準)

第4条 市長は、前条の建築行為等許可申請を審査するに当たっては、建築行為等が土地区画整理事業の施行の障害となるおそれの有無その他について、考慮するものとする。

(許可又は不許可の通知)

第5条 市長は、建築行為等の許可の申請があつた場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、建築行為等許可申請書に、許可印（別記第1号）又は不許可印（別記第2号）を押し、許可の条件又は不許可の理由を付して申請者に通知するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月17日から施行する。

